

理 旧 編集発行 代表社員・税理士 CFP・TLC 北村喜久則 代表社員・税理士 行 政 書 士 北 村 秀 顧問税理士 神田福男・月岡直樹

慎・鷲見守夫 星野

事務所 〒336-0022 さいたま市南区白幡4-1-19 TSKビル5F

TEL 048 (866) 9734代 FAX 048 (866) 8591 http://www.vamatotax.com mail tax@yamatotax.or.jp

ハス

(文月) JULY

15日・海の日

	一月一	一火一	一水一	一木一	金	-
•	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	<i>13</i>
14	15	16	17	18	19	<i>20</i>
21	22	23	24	25	26	<i>27</i>
<i>28</i>	29	30	31			•

ワンポイント 自動ダイレクト

令和6年4月から開始された、ダイレクト納 付をより便利に利用できる新機能。e-Taxで 申告等データを送信する際、必要事項にチェッ クするだけで、各申告手続の法定納期限当日 に口座引落しによる納税が行えます。事前に ダイレクト納付の利用手続きを行い、法定納 期限内に申告手続をする場合に利用可能です。

7月の税務と労

税/6月分源泉所得税の納付

7月10日

税/納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月 分)の納付 7月10日

税/5月決算法人の確定申告(法人税・消費税 等)、11月決算法人の中間申告 7月31日

税/8月、11月、2月決算法人の消費税等の中 間申告(年3回の場合) 7月31日

地方税/固定資産税(都市計画税)第2期分の納付 市町村の条例で定める日

務/社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日

務/労働保険料(概算・確定)申告書の提出・

(全期・1期分)の納付 7月10日

務/障害者・高齢者雇用状況報告 7月16日

務/労働者死傷病報告(4月~6月分)7月31日

- 定額減税の実施に伴い期限が変更されます-所得税予定納税額の減額承認申請 7月31日 所得税予定納税額第1期分の納付

7月1日~9月30日

令和 6 年度税制改正 賃上げ促進税制 の見直』

業者

月上所の給 かけ得期等金 進かの増集を事 大きく見直 一部をは 制税 一額部 が控を は は は は は 人 税 、 前 年 <u>ځ</u> 令和6年4 ħ ま に、よ Ĺ た。 ょ

賃 E げ 促進 一税制 0

税控税税た額の国額除額額場)額内 額内改 個(以下、は 物合に、その が、前年は 個(以下、雇用者が内雇用者に支給した 正 前 通制 0 そ度雇 常 常は増加額の15%で 常は増加額の15%で 東業所得に係る所得 下法人税額等)から です。控除される がは増加し です。控除される 賃 上 げ 促 た給与 進 税 制 ななど は

加している額が前年度できます。 上加前さかに、乗し年らら、 ベ用 中 た小従除が、企来率、 て 1 5 者 ら控除することがで増加額の15%を決 。 治 分 等 、 中 小 企 率 来 業 のが一 向制 上 % 介企業向に区 支給 け度には 0 以上 ことができます。 15%を法人税額等 公上増加した場合 一個が前年度と比 一個が前年度と比 件 一分さ を n でいい す ま

せ され ます。

雇

用

者

与等支給額

与等」 されるに ずに とさ 質を て、 理 有 給額の計算をすることも認国内雇用者に対する給与等れる通勤手当等の額を含め的な方法で継続的に非課税的な方法で継続的に非課税がある。ただし、 国れ的 所 通 得 するものを指します。従 制 や賃金・ 勤手当等についても「給 税 法の規定で非課税 (金・賞与などの ける ع 性 9

> 殊関係者は含まれません。の特殊関係者、個人事業主の特用人兼務役員を含む役員と役員働者も含まれます。ただし、価値 殊の用働 パ 記人 8 1 載 事国ら 業 さ 内れ やアルバイト、 主 れ 雇 ま が用す。 た た 者を 成は 心した賃 L します 金 日 ま 雇 台た Ó 11 帳は 特員使労 に個

上げ 促 進 税 制 0) 強

賃

(1) う 45 中 企 が に 企 %小業 0) 税額控 ゖ゙ 業 **企業** 向はれ け増 除を受けら 向小の 加 全企業向 は 小企業向 税制改 げ 額 増 0) 加 とい 最 額 けと中 け 正 大 ń 0) う と で、 35 るよ 最 *3*% 区の 堅分間 大 全

ĸ なりました(表参照)。

す企 (1) 賃上げ要件と基本控除率(1) 賃上げ要件と基本控除率に、全雇用者の給与等支給額以上の区分に応以上から7%以上の区分に応以上から7%以上の区分に応びる。 を増 て以の 今 向回用 け 0) ĪĒ. 2千人以 で 新 色 され の税額控除 対対に応じ が3% 書 下 のをた中 3 用率 が業出堅

ま税加与 3 者

前事業年度及び適用年度の全て の月分の給与等の支給を受けた の月分の給与等の支給を受けた した者をいいます。 中小企業向けでは、賃上げ要 たした者をいいます。 ます。ここで継続豆焼額控除を適用する加率が4%以上の場の増加額3%以上の場合は全 の中 企 与 週用することがで以上の場合は全雇用者のの増加額の10%、 支 け で 額 雇用 は 者とは、 者加続 でき % の率 の増給が用

(2) せ 件 ん。

るけ増除以訓中 など緩 で加率上練小全は割の増費企企 そ 5 合上加が業向 業の向他 より し 引 りに ぞ堅 引き下げら、 中小企業な っます。この た。 は、 _ れ企 措 定 で、 向 税の ら業 こ額割教 の控合育 額割教け

ん認 て厚 また、 関 定 生 取れ場 プ 収組の実施状況がに場合や、女性の 0) ポ 認定 j 1 大況性み (くる の優活認る 企 一業と

で

(4)参が事ま合額に除とを年に 照控策すにがおはが5度つ 適、では、同年にい 年に るしはでり等 度つ今こて、法まの (3) こと も え る 定 í こ 法まの賃 い回とい給人 可年に 日れ適 限前い す 20 上繰に税ぼし 除 てのがて与税 か事 一度 の 限 0 以ら用 り年て繰能間控 % げ越 業後の開 、度全越にに除は改 もの で り控認る が促控 額 適主に改始 L' 正 き 増 0) 進除ま除定ぼ よ雇 控なわ 用に開記日 度法 が き賃 ま税 用り用除 ŋ で 加 た控税 し率 た L につ始し 額人 0 ま め除制 す増者 を つれ上 せ額率 たがを認 に税 ない学 なげ中ん控が円 7 なりと額等 す L 上受定 る加の のは ŋ てる令 かを小で除要だ こし給る た。 乗け· F. ま は事和 しを伴っ 事 りっ実企 て与 え限法 せたブ ま 適をた 繰越た施業た。 さ場ラ 令業6 の用がい等 業 ば額人 す 用満場赤に税 す20する支生を記しるとのでる支生を表している。 ない こう はん こん こう はん こう こ 和年年 れ合チ 7度4 すた合字な額 るにナ

表 控除率の新旧比較

	- 1210 1 - 111 AVI I AVI									
令和6年3月31日開始事業年度まで					令和6年4月1日開始事業年度以後					
区分	増加率の 判定対象	賃上げ 要件	基本 控除率	教育 訓練費	合 計控除率	賃上げ 要件	基本 控除率	教育 訓練費	くるみん えるぼし	合 計控除率
全企業向け	継続雇用者	+3%以上	15%		20%	+3%以上 +4%以上 +5%以上		+ 5%	+ 5%	20% 25% 30%
中堅企業向け	給与等支給額	+4%以上	25%	+ 5%	30%	+7%以上 +3%以上 +4%以上	10%	+ 5%	+ 5%	35% 20% 35%
中小企業向け	全雇用者 給与等支給額	+1.5%以上+2.5%以上	15% 30%	+ 10%	25% 40%	+1.5%以上+2.5%以上	15% 30%	+ 10%	+ 5%	30% 45%

※教育訓練費は、次のように要件が緩和されました。

全企業向け	1 200/ 5 1 100/
中堅企業向け	+ 20%→+ 10%
中小企業向け	+ 10%→+ 5%

※くるみん・えるぼしの要件は、次の通りです。

 全企業向け
 プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定

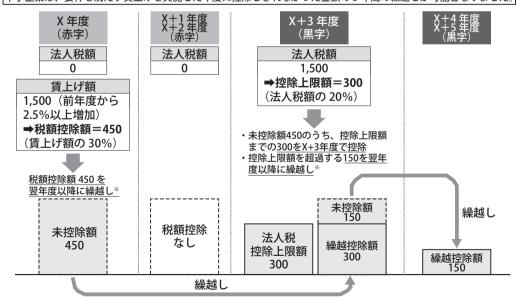
 中堅企業向け
 プラチナくるみん認定又はえるぼし三段階目以上認定

 中小企業向け
 くるみん認定又はえるぼし二段階目以上認定

※中小企業は、全企業向けや中堅企業向けを選択することもできます。

図 繰越控除措置のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能となりました。



※繰越控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している必要があります。

中小企業庁資料より

<当事務所の業務内容>

- 1. 会 計 (1) 会計システムのサポート (システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導) (2) 財務・金融面の指導 (資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
- 2. 税 務 税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計
- 3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
- 4. 経営支援 会社設立、各種規程(就業規則等)の作成、管理会計指導(継続 MAS)
- 5. 提携先 弁護士(峰岸)、司法書士(森崎)、社会保険労務士(戸田)、土地家屋調査士(片岡)、 不動産鑑定士(鎌倉・岸田)、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
- ・ 建設会社 積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
- ・ 保険会社 大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN 生命、朝日生命、 あいおいニッセイ同和損保



※ 資格者 税理士7名(顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、 税理士科目合格者4名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士6名、 生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名

寄

附

金

の未

で未払計で 第年度で がなどによ 分の原 伽 理附 な でいった。 でいことにないことにないことにないことになった。 ないことにないことになった。 でいことになった。 に が よかに 寄 ま 6) 附 す。 支払 が なって 숲 さ 7 金 5 7 を ず、 定額 も、従 算 れ 61 支 入限 が が行われた 法人の2 て 1) 額 を ま ま 超 で、 務 度 寄額の す。 える た 金 経 た

た場 て に支出した場合には 仮 逆 ま 払に 金 金算入限 したもの には、支 たもどと 支 払 0 った としる払っ 度額 し て た 経附 の 計算を 、ます。 事 玾 金に を行 損金算 5 虔 つい

で、行 支れ附 た日 出 ま わ 金 日では、 損れ す。 \mathcal{O} た日 支 ま出 合も、 の な 属 か する事業 手手附 ŧ 決済 \mathcal{O} 年 ح 行度が出で

一括償却資産を売却した場合

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないで事業年度ごとに、その全部または一部を一括したもの(一括償却資産)の取得価額の合計額を3分の1ずつ3年間で損金の額に算入することができます。

- ※ 一定のリース資産や少額な減価償却資産、令和4年4月1日以後に取得したもので貸付け(主要な業務以外)の用に供したものなどを除きます。
- 一括償却資産を選択した場合、その後の 事業年度においてその資産を売却したり除 却したりといった事実が生じても、毎期3 分の1ずつ損金の額に算入することは継続 しなければならないことになっています。 そのため、例えば未償却残高がある一括償 却資産を売却したとしても、売却額として計 対残高との差額を売却益や売却損として計 上することは認められませんので、適用に 当たっては注意が必要です。